

廿日市市火葬場霊峯苑等に係る指定管理者候補者の選定について

生活環境部人権・市民生活課

廿日市市火葬場霊峯苑並びに霊峯墓苑、第二霊峯墓苑、第三霊峯墓苑及び第三霊峯納骨堂の指定管理者候補者を選定した。

1 募集の概要

(1) 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月23日（火）まで

(2) 申請団体数

日本斎苑・東洋観光コンソーシアムほか2団体

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、申請者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い者を指定管理者の候補者として選定する。

(2) 審査基準

審 査 基 準	審 査 の 視 点	配点ウェイト
1 事業計画書の内容が、火葬場及び墓地の使用者の平等な使用を確保できるものであること。	(1) 施設使用の平等性が確保されているか （確保できていない場合は、「否」） (2) 高齢者や障がいのある人等の施設使用について、配慮されているか	5 点
2 事業計画書の内容が、火葬場及び墓地の効用を最大限に発揮させること。	(1) 施設の設置目的に沿ったものであるか (2) 使用者に対するサービス向上を図れるものであるか	25 点
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。	(1) 管理運営に対する意欲や熱意が十分に認められるか (2) 適正な管理運営ができる人員体制、組織体制になっているか (3) 緊急事態、苦情処理等に関して、迅速かつ的確な対応が確保されているか (4) 個人情報等の適正な管理体制等が確保されているか (5) 持続的、安定的に運営できる財政基盤があるか （財政基盤がない場合は、「否」） (6) 類似事業の受託等の実績があるか、成果をあげているか （募集要項に定める所定の実績がない場合は、「否」）	40 点
4 前各号に掲げるもののほか、火葬場及び墓地の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。	(1) 廿日市市との信頼関係に基づくパートナーシップに対する考え方が適切か	適切でない場合は、「否」
5 火葬場及び墓地の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(1) $30 \times$ （全申請者中の最低提案額／提案額） ※ 小数点第3位を四捨五入	30 点
合計点数		100 点

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、日本斎苑・東洋観光コンソーシアムを指定管理者の候補者として選定した。

順位	1	2	3
団体名 (点数)	日本斎苑・東洋観光コンソーシアム 80.20	イ 76.21	ウ 73.04

【各採点】

審 査 の 視 点	日本斎苑・東洋観光 コンソーシアム	イ	ウ
施設使用の平等性が確保されているか (確保できていない場合は、「否」)	適	適	適
高齢者や障がいのある人等の施設使用について、配慮されているか	3.60	3.20	3.40
施設の設置目的に沿ったものであるか	3.20	3.20	3.20
使用者に対するサービス向上を図れるものであるか	15.20	14.40	12.80
管理運営に対する意欲や熱意が十分に認められるか	4.00	3.80	3.00
適正な管理運営ができる人員体制、組織体制になっているか	6.80	7.20	6.80
緊急事態、苦情処理等に関して、迅速かつ的確な対応が確保されているか	10.80	9.60	10.20
個人情報等の適正な管理体制等が確保されているか	3.20	3.20	3.20
持続的、安定的に運営できる財政基盤があるか (財政基盤がない場合は、「否」)	適	適	適
類似事業の受託等の実績があるか、成果をあげているか (募集要項に定める所定の実績がない場合は、「否」)	3.40	4.00	3.40
廿日市市との信頼関係に基づくパートナーシップに対する考え方が適切か (適切でない場合は、「否」)	適	適	適
30×(全申請者中の最低提案額/提案額) ※ 小数点第3位を四捨五入	30.00	27.61	27.04

※ 点数は各委員の平均値

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで